

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号  
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

古河ファイナンス・アンド・ビジネス  
・サポート株式会社

古河電気工業株式会社

## 会社分割に係る事後開示書類

古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社（以下、「分割会社」という。）および古河電気工業株式会社（以下、「承継会社」という。）は、2020年4月1日を効力発生日として、分割会社のグループ・ファイナンスならびに経理および資材調達に関連する事業等に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を実施いたしました。よって、会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり承継した権利義務その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年4月1日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

#### （1）反対株主の差止請求、株式買取請求手続について（会社法第784条の2、第785条）

会社法第784条の2の規定に基づく本件分割の差止請求、会社法第785条の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。なお、承継会社は分割会社の特別支配会社であるため、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

#### （2）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権を交付しませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

#### （3）債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

### 3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

#### （1）反対株主の差止請求、株式買取請求手続について（会社法第796条の2、第797条）

承継会社は会社法第797条第3項および第4項に基づき、2020年2月21日から電子公告の方法により本件分割をする旨ならびに承継会社の商号および住所を公告しましたが、会社法第796条の2の規定に基づく本件分割の差止請求、会社法第797条の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 2 月 21 日、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告および電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社のグループ・ファイナンスならびに経理および資材調達に関連する事業等に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：49,195 百万円

承継負債の額：49,195 百万円

5. 本件分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 / 日に本件分割による変更登記の申請を行いました。

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

2020 年 4 月 / 日

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号  
古河電気工業株式会社  
代表取締役社長 小林 敬一



東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート株式会社  
代表取締役社長 関 尚弘

